

騒音計の貸出しについて

川口市環境部環境保全課

1 趣 旨

騒音の実情を把握し、騒音防止の啓発に役立てるため、騒音計の貸出しを行うものとする。

2 対 象

川口市内にお住まいの方、川口市内で勤務されている方、川口市内で事業を行っている方。

ただし、使用場所は川口市内に限る。

3 期 間

騒音計の貸出期間については 1 週間を限度とする。

貸出希望時に他の者が使用している場合は、その後の貸出しについて予約を受付ける。

4 機 器

普通騒音計

5 測定値の取扱い

貸出した騒音計による測定値は、参考値として取扱い、証明行為には使えないものとする。

6 借用書様式

貸出しに際しては様式第 1 を借用書として使用する。

7 本人確認

貸出しに際しては身分証明書、免許証等で本人確認をする。

8 損害賠償

貸出しを受けた者が、騒音計に損害を与えた場合は、自らの責任で修理、弁償を行うものとする。

9 その他

上記内容の他、疑義が生じた場合は個別に協議を行うこととする。